



根岸地区・散乱空き缶クリーン作戦 きれいなまちを親子でつくる



集められた空き缶や空き瓶は、部落ごとにまとめられ、衛生センターに運ばれ、終了後のおやつやジュースを楽しみに、子供たちもがんばる(上塩俣部落)

住みよいきれいなまちをつくるため、地区が一体となって、道路などに投げ捨てられた空き缶の回収に取り組んでいます。これは、五十九年度から始められたもので、年々実施する地区が増え、今年

中山晴美さん
(上塩俣・根岸小6年)

お父さんたちは国道の方で、私たちは県道や土手で拾いました。道のはじっこを捜してみると、空き缶や空きびんがごろごろしてますね。私自身もめんどうだからと、つい捨ててしまったことがあるんですが、反省してます。皆さんも捨てないでください。

「捜してみよう」

全地区で予定されています。当初から取り組んできた根岸地区では、今年もこの四月六日に、各部落で一斉に行いました。地区環境衛生協会長の原 武彦さんは「うちの地区では、毎年春に実施しています。草が生えていないので見つけやすいからです。特に国道周辺にたくさん捨てられています。たんぼの中にも相当あって、農作業をするうえでも困ったもの」と話しています。

「小さい子供に、道路をきれいにすることを植え付けよう」と、各部落の役員やPTAといっしょに子供たちからも参加してもらっています。

原さんはまた「最近、各部落のごみ集積所に『集塵箱』が設置されてきています。周りが汚れなくてすむので、たいへんよいこと」と、全部落に行き渡るのを願っていました。

住民票の請求方法が 6月1日から変わります

住民基本台帳法が改正され、住民票や戸籍の附票の交付、または閲覧の請求方法が、六月一日から次のように変わります。

〈今までの請求方法〉

窓口に来られた人と必要な人の住所、氏名を記入した申請書を提出して手数料を納めれば、だれでも、住民票などに記録されている内容を知ることができました。

〈改正後の請求方法〉

▽住民票の場合は
備え付けの交付申請書に ①請求の理由(使用道) ②請求者の住所、氏名 ③必要とする人の住

住民票の交付及び閲覧の場合 ○印=できる ×印=できない

項目	住民票		閲覧	
	改正前	改正後	改正前	改正後
住所	○	○	○	○
氏名	○	○	○	○
出生の年月日	○	○	○	○
男女の別	○	○	○	○
世帯主及び世帯主との続柄	○	必要ときだけ	○	×
戸籍の表示	○	必要ときだけ	○	×
住民となった年月日	○	○	○	×
従前の住所	○	○	○	×
届出年月日	○	○	○	×

住民票の交付の場合—世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示は、特に必要ときだけ記載したものを交付します。そのほかは改正前の記載内容と同じです。

住民票の閲覧の場合—住所から男女の別までは今までどおり閲覧できますが、ほかはできません。

戸籍の附票及び閲覧の場合

項目	戸籍の附票		閲覧	
	改正前	改正後	改正前	改正後
戸籍の表示	○	○	○	×
氏名	○	○	○	×
住所	○	○	○	×
住所を定めた年月日	○	○	○	×

戸籍の附票の場合—交付される附票の記載内容は、改正前と同じですが、閲覧はできません。

所、氏名を明記して、認め印を押さなければなりません。▽戸籍の附票の場合は 備え付けの申請書に、住民票の場合と同じく①、②のほか③必要とする人の本籍など戸籍の表示を明記し、認め印を押さなければなりません。

ただし、住民票、戸籍の附票とも、本人や家族、その他特定の職員が職務上の用務で請求する場合は、請求理由を省略することができます。また、住民票の記載内容についても、特に必要な人以外は世帯主との続柄と戸籍の表示は

省略されます。

▽住民票の閲覧の場合は

請求方法は住民票の場合と同じですが、閲覧できる範囲は「住所、氏名、生年月日、男女の別」の四項目に限られます。

ただし、戸籍の附票の閲覧はできないこととなります。

交付、閲覧を拒否される場合も申請理由がはっきりしないときや、不当な目的により請求されたことが明らかなきとき、または、住民票の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるときなどは、その交付、閲覧が拒否されることもあります。

改正の理由

ここ数年、プライバシー意識の高まりと、情報化社会の進展に伴うプライバシーの侵害など、いろいろな問題が起きているため、プライバシー保護と、住民記録の適正管理を目的に改正されるものです。

郷土のテレホンカード が発売されます

「白根大風合戦」と「白根配水塔」がテレホンカードになりました。発売開始は5月中旬からで、現在、申し込みを受け付けています。贈り物などにもご利用ください。

- 価格 A、B各1枚800円(A、Bセットの場合1,500円)
- 申し込み先 白根テレホンカード友の会 (☎731000)



▲A大風合戦



▼B配水塔

昭和61年度所得制限限度額表

児童手当(自営業等)			特例給付(サラリーマンで 厚生年金加入者)		
扶養親族等の数	所得額	収入額	扶養親族等の数	所得額	収入額
0	133.0	213.6	0	307.5	446.3
1	163.0	256.4	1	337.5	483.8
2	193.0	299.3	2	367.5	521.3
3	223.0	340.6	3	397.5	558.8
4	253.0	378.1	4	427.5	596.3
5	283.0	415.6	5	457.5	630.0

児童手当の申請を受付中

—二人目目に2500円—

- 二人目のお子さんへの児童手当の申請受付が、始まっています。申請はお済みになりましたか。
- 受給資格 昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む、十八歳未満の児童を二人以上養育している人。
- 所得制限 別表のとおり
- 受付期間 五月三十一日まで
- 支給月額 二千五百円
- 支払月 毎年十月、二月、六月に、四か月分まとめて口座へ振り込みます。
- 必要なもの ①印鑑 ②振込口座番号(郵便局を除く)
- (注意) ①二人目が六月一日以降に生まれた場合は、出生届後に申請してください。
- ②二人目が五十九年六月一日以前に生まれている場合は、六十二年からの対象となります。
- ③三人以上の場合は、六月一日から二十日までに、現況届をしてください。
- 申請・問い合わせ先 福祉事務所児童福祉係 (☎247)



縦の結び付き

「ウワー!。気持ちいい!」バケツに手を突っ込んでぞうきんを浸す低学年生。「ネエー、今絞るから見て!」(同)「もつとしゃがめ!」「ホラ、ぞうきんのやつ、早くやれ!」(高学年生)。そのうち「動かせないよ!」という下級生の声に、周囲が集まってきて手伝う。

「遊んでんなネー」というリーダーの声で、今日も二十分間の水ぶき清掃が始まる。五年生以下の下級生は、六年生のリーダーの指示に実によく従う。その点では、先生の力も及ばぬ(?)ものがある。校外での子供の集団遊びが減



写真と文は関係ありません